

★長野県の聴覚障害者の雇用と就労を考える集い★
 —健聴者（社会）とのコミュニケーションが課題—



第422号

2015年 8月 28日

毎月一回 28日発行

郵便振替口座/00580

—9—2534・障県協

購読料; 年額 360円

(会員の購読料は会費及び寄付金を含む)

八月二日、(土)サン・アップルにおいて標記の集いがもたれました。今回で三回目です。

まず、講演会がありました。講師は、東京聴覚障害者自立支援センター所長の矢野耕二さんで「聴覚障害者の職場定着に向けて、聴覚障害者の就職前と就職後の課題」と題してお話をされました。矢野さんは聴覚障害者で社会福祉士でありジョブコーチです。聴覚障害者の特徴を正確に理解して欲しいということや次のように項目だてて、わかりやすく説明されました。

■聴覚障害者の基本確認

- ・身体障害等級によって認定
- ・一級から六級まであり、一級と二級が重度(他の障害は障害等級と生活のしにくさが大体比喩。聴覚の場合、一級はありませんが、二級が最重度で100デシベル以上、三級90デシベル、四級80デシベル、六級70デシベルであるが、生活のしにくさ等級は比例して

いない。

■わかりにくい聴覚障害

- ・他の身体障害は移動障害の部分が大きい。移動障害がなくてもコミュニケーションは共通。聴覚障害は移動障害はない。コミュニケーション障害、言動障害、社会適応障害である。

■聴こえないというけど、毎日続く状況

- ・周りの状況がつかめていない
- ・筆談で伝えたいつもり
- ・口の動きを読み取るのは非常にストレスとなる。
- ・わからない時は、いつでも言っているとわかれるが、書いてくださいと言つのに、すぐにしゃべってこられる。
- ・わからない時は聞いてと言われても、何がわからないのかわからない。
- ・聴こえない人≠非常識という誤解された見方

次に会社・健聴社員から見た

発行 障害者の生活と権利を守る
 長野県連絡協議会
 発行所 〒三八一〇〇三四
 長野市高田中村二七六一八
 長野県労働会館一階
 電話 〇二六(二六四)五二五六
 FAX 〇二六(二六四)五二五六
 発行人 松丸道男

紙面の案内

- ◆P1~P3; 長野県の聴覚障害者の雇用と就労を考える集い
- ◆P4~P6; 障害者年金の課題、自らの生活実態から「厚労省へみんなの声を届けよう」
- ◆P7; コラム 「戦争と障害者について」 長野大学教授 旭 洋一郎
- ◆P8; お知らせコーナー (このお知らせコーナーへの情報を寄せて下さい。)



聴覚障害者の特徴として

・コピーして言って言って本人の机に置いたのに、「これ何ですか」と聞きにきた。

・忘年会や新年会、歓迎会などいつも欠席する。協調性がない。

・聴こえなくて周囲の雰囲気がかめのないのなら、もっと周りをみなさい。

・何度説明しても違うことをやる。わかりましたか？と言ったら「わかった」と言うだけでしょう。

・電話できると言ったから電話業務をしてもらっているのに、あの子(女子)は男性の電話ばかり通じるよ。

・あの人は、少ししゃべることが出来るから、聴こえている。

← かなりの誤解されている。

■東京ジョブコーチ職場定着支援事業

ほとんどの企業はジョブコーチの存在を知らない。

支援対象は聴覚障害社員、健聴者社員、企業。三者の意見が違ふことが多い。

最初の数回は、企業との信頼関係構築に集中。関係調整に時間がかかる。同じ障害ということ聴覚障害社員とは、比較的本音で話し合える強みがある。

●支援対象者年齢 知的障害者との

比較

知的障害者 十代、二十代が多い仕事に入る前、入った直後のサポートが多い

知的障害者は、支援機関が多い。聴覚障害者十年、二十年と続けていて会社とのトラブルが多い。特に六級が難しい。手話を通じるところが少ない。入社後のトラブルが多い。

行政も本人からの事は問題としない傾向。高学歴でも社会に出るとコミュニケーションで自信を失う。

(出身学校 ろう学校高等部、ろう学校専攻科が多い)

●業務内容 事務、事務補助、オペレーション、軽作業、清掃、軽作業、調理、設計、修理

●就業形態 正社員、契約社員、パート、アルバイト、短期契約社員、嘱託職員

← 一人での作業が多い、契約社員と正社員が五分五分でパートやアルバイトを含めると不安定な状況である。

●退職理由として 体調不良(身体・精神)、体力限界、精神限界、本人及び家庭問題、企業への不満

そして各ケースを紹介された。銀行、印刷会社、大林組、菱信タータ(株)、などなど

●聴覚障害支援に必要なこと

・ジョブコーチが聴覚障害者であること

・手話通訳士、ジョブコーチがともに関わっていること。現場に入ってからコミュニケーション支援。

ただし、福祉支援に傾かないこと(働いて給料をもらっているということ)

・ 聾も健聴者も同じであるという考え(就労支援以外の支援について自立支援センターが関わること)。

■差別解消法・雇用促進法改正による変化

・合理的配慮の提供(朝礼、業務指示について情報保護)

・障害者差別の禁止(「この子たち」「会議や集まりに出なくて」)

・相談体制の整備 産業医が健労者のみの場合が多い

●長野県の課題

・採用実績のない会社への面接にいたるまでの道が厳しい

・採用後の会社と当事者の環境調整

・当事者自身の課題(国語力の向上、健聴者との関わり方、働くことの意味の自覚)

月曜日に休むことが多い。ろう学校や家庭の教育が大事、会社の入っても学生のままと言われる。

■続いて二人の方からの発表がありました。

最初はホクト株式会社赤沼センター所長西澤賢さん。

社会や会社ができるのは、「誰もが役割をもった社会」という器を作ることである。仕事はボランティアではない。受身でなく前向きに考える。自身の行動に責任を持つ。これは障害の有無に関係ない。その中で「自分らしく働くこと」を考えて行動するのは難しい。

聴覚障害という点での苦勞ははかりしれない。「自分ができるところを一生懸命やる」ことを継続していけば、それが実績となり会社・社会を動かします。障害はハンデではなく障害は個性という考え方の人間が増えていくことで職場環境、「誰もが役割を持った社会」づくりに繋がっていくと思う。

聴覚障害者でホクト株式会社の社員である宮崎孝治さん

ホクト入社までは必死に富士通で二十三年間働いた。そのおかげで多くの後輩が入社できた。自分の周りには手話を知らない人が多かった。コミュニケーション手段は筆談だった。

しかし、仕事が流れ作業のため筆談の時間はなかった。どうしてもいいのかわらなかつた。そして職場で理解しあうために行ったこと

筆談の時間はなかった。どうしてもいいのかわらなかつた。そして職場で理解しあうために行ったこと

とがある。

・手話を覚えてもらう。何度も手話での働きかけをおこなった。会社に手話カレンダーを置いてもらう。仕事で使える便利な手話。

・身振りで伝える。共通理解ができるようにした。

・絵や図で示す。絵や図での説明はわかりやすい。

以上のような取り組みで会社全体が「手話が必要」と考えてくれたことは嬉しかった。

昨年、参加した時もコミュニケーション問題がありました。聴覚障害者にとりましては健聴者(社会)とのコミュニケーションでの最大の壁です。私たちも手話を自由に使って聴覚障害者と話ができることは嬉しいことです。私も手話は本当に簡単なことしかできません。このことがだんだん恥ずかしくなることが、手話が社会に浸透していくということかなと思います。

最後はフロアからの意見や質問が絶え間なくあり、参加者全員が問題意識をもった参加で盛り上がりました。

手話でのあいさつを おぼえて、聴覚障害者の方とのコミュニケーションを、進めましょう!



ナチスによる障害者大量虐殺の歴史に学ぶ

—平和こそが 最良の福祉—

原 金二 (副代表)

たち医師が患者殺害に加担したことを謝罪し、過酷な過去に向き合う動きが始まりました。二十万人以上が抹殺(JD機関紙の藤井さんの記事では、戦時下の全期間の犠牲者は三十万人前後)された、国家による施策は「T4作戦」と呼ばれ、精神病院を中心に国内六つの施設で実行され、五十人の精神科医が動員されたこのことです。

「T4作戦」の主な目的は二つあります。一点目は、優生学思想に基づく『障害者狩り』です。強い国家をつくるには、「国家に役立たない者、無駄な予算を消費する者」をなくすことが求められました。

NHK Eテレ「ハートネットTV」は、二夜にわたって「戦後七十年・障害者と戦争」ナチスから迫害された障害者たち」を放送しました。二五日「二十万人の大虐殺はなぜ起きたのか」、二六日「ある視覚障害者の抵抗」。両日とも、日本障害者協議会(JD)代表で視覚障害者の藤井克徳さんが現地を訪ねて取材し、当時を知る人々と対話する内容です。

ドイツのナチス政権下で行われた「ホロコースト(ユダヤ人の大虐殺)」は世界的によく知られ、ドイツ国内でも、強い反省のもと、今でも戦争犯罪を厳しく追及しています。しかし、ホロコーストの前に行われた障害者の抹殺計画はあまり語られてきませんでした。

五年前、ドイツ精神医学精神療法神経学会が長年の沈黙を破り、自分

今は記念館となっているハグマー精神病院の地下に作られたガラス室の跡が映像で流されました。

僅か十二mの部屋に五十人が押し込まれ虐殺されました。遺体は、焼却炉で焼かれます。毎日百二十人ずつが虐殺されていたといえます。

「T4作戦」は表向き一九四〇年八月に中止されます。「T4作戦」に従事していた職員が多くがアウシュビッツなどで行われた、ユダヤ人の大虐殺（六百万人以上）に移行していきまされた。効率的に虐殺するため、効率的に遺体を処理するためのガス室や焼却施設の設計、管理、運用などに試行されたのが障害者の大量虐殺です。これが「T4作戦」の二つ目の目的と言えます。

歴史に学ぶもの

ドイツであれ日本であれ、人類の歴史の教訓は明確です。「富国強兵」の時代に犠牲になるのは、人民の命、生活、福祉などです。

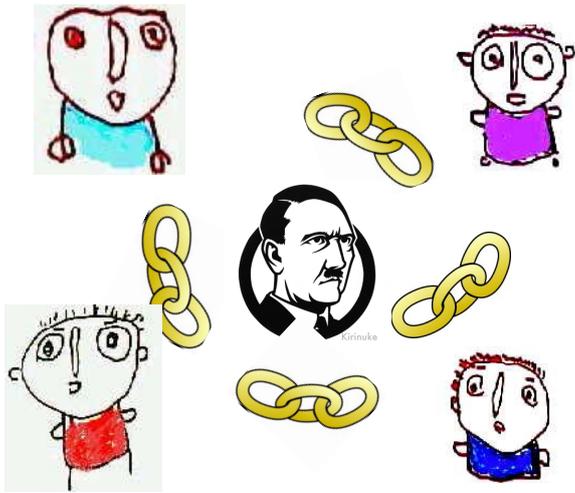
ドイツは障害者の問題を認め、歴史の教訓を生かす取り組みをしています。日本の社会はどうでしょうか。戦後七十年を経た今も、国としての戦争の評価は定まりません。戦時下の障害者の人権などについての国の評価は皆無です。

憲法学者をはじめ多くの国民の声を無視し、憲法の国民主権、平和、人権、民主主義を否定し『戦争ができる国』にするための法案を強行しようとする一方、医療制

度の改悪、社会福祉法の改悪、消費税引き上げと年金や生活保護の削減などを次々と押し進める政権与党の施策は看過できません。

二六日に放送された、自らも視覚障害者であったオットー・バイトの足跡に感銘を受けました。彼は、迫害されていたユダヤ人や障害者を積極的に雇用し命がけで守りました。

ドイツでも日本でも、国民が戦争を押し止めることができなかった事実をどのように評価するのか、一方で、障害児者など弱い立場の者を命がけで守ろうとした人々がいた事実をどのように評価するのが問われています。そして、現在の政治、社会情勢をしっかりと捉えながら、私たちの進むべき道を見定め実行することが求められています。



厚労省へみんなの声を届けよう

—障害者年金の課題、自らの生活実態から—

「調査からは、等級が下がって年金支給停止のケースが増加していることが読み取れる。診断書の様式変更や、障害認定基準に基づく審査の問題が背景にあることが考えられる。障害者に不利益とならないよう何らかの措置が必要だと思ふ」と述べています。

地域精神保健福祉機構（通称「ンボ」）が、障害年金受給者一七一人を対象に二〇一三年三月に実施した調査（複数回答）では、「申請したが却下されたことがある」八人（四・七％）、「等級が下がったことがある」一人（六・四％）、「更新時に等級が下がらないか不安」九二人（五三・八％）などとなっています。

一方、日本年金機構の「新規請求に関するデータ」では、裁定件数に対する不支給・却下件数の割合は、二〇一〇年度一二・三％から年々上昇し、一三年度一六・六％となっています。

日本年金機構の調査から

一番先に公表されたのは、「国の障害基礎年金を申請して不支給と判定される人の割合に最大六倍の地域差があった」との調査結果です。その原因は、支給の可否を決める年金機構の都道府県事務センター間で判定にばらつきがあることとされています。

障害者関係団体の調査から

本年度、障害者年金に関する情報が、一般マスコミにもたくさん掲載され、当会の常任委員会や加盟団体及び協力団体の会合などでも話題になると同時に、会員などからも不安や疑問の声が聞かれました。各社の報道などをまとめながら、経過と今できることを整理してみました。

五月に、日本精神保健福祉士協会（柏木一恵会長）が二〇一四年七月から九月にかけて実施した「障害年金の等級変更に係る緊急調査」の結果が報道されました。それによると、「前回の診断書と同じ内容で等級が下がった」（複数回答）との回答が二四六人中四五人（一八・三％）もいました。この結果について、同協会の木太直人常務理事は、

二〇一〇〜二〇一二年度の障害基礎

年金の不支給割合の平均は、最高が大分県の二四・四％、最低は栃木県の四・〇％です。長野県は、五・八％で低い方から四番目でした。全国平均は、一二・五％となっています。

続いて七月下旬に公表されたのは、「障害年金を申請して不支給と判定されたり、更新時に支給を打ち切られたりした人が不服を申し立て、国が審理、決定した件数が二〇一四年度は約六五〇〇件に上り、十年前の〇四年度に比べ三・五倍に増えた」ことです。

支給申請自体は微増で、それなのに不服申し立てが急増しているのは、日本年金機構の判定が不透明なため納得できない人が増えていることや、支給判定の厳格化が背景にあるとみられるとの報道です。

二〇一〇～一三年度の四年間で不支給割合は一・三倍、支給停止・減額になる人はデータの確認できる県で一・六倍にそれぞれ増えており、「判定が厳しくなっているのではないか」との指摘が出ているとのこと。長野県を管轄する関東信越厚生局管内の一四年度の不申立件数は二四〇一件で、全国の三七％を占めています。一番で申し立てが認められた割合は一・六％で、全国の地方厚生局の中で最も低かったとの報告もありました。

ちなみに、八月上旬には、国の障

害基礎年金を受け取っている人のうち、更新時に「障害が軽くなった」などとして支給を打ち切られたり、減額されたりした人の割合に都道府県間で最大一倍の開きがあったことが報道されました。日本年金機構の二〇一三年度分データの集計で分かりました。

支給停止・減額になったのは全国で七七八七人です。岡山県では更新対象者の一二・一％に上る一方、最低の島根県では一・一％でした。長野県は一・五％で全国二番目に低くなっています。全国平均は四・九％です。

障害の軽くなった人が特定の地域に偏っているとは考えにくく、審査する医師の主観による判定のバラツキで、受給を続けられるはずのままで年金を受け取れなくなった可能性がありそうです。なお、「障害が重くなった」として年金額が増えた人は全国で四三一〇人です。

日本年金機構、厚労省の措置、取組み

○八月初め、年金機構は全国の年金事務所に対し、審査の担当部署に紹介して医学的な理由を説明するよう通知しました。申請して不支給になった人や、更新時、支給停止・減額になった人が「理由を問い合わせても満足な回答を得られない」との訴えが相次いでいるためです。また、申請者に送る不支給決定の通知

に、問い合わせ先年金事務所の住所・電話番号を載せるようにしました。

○厚生労働省の専門家検討会（座長・安西信雄帝京平成大学院教授）は七月三〇日、偏りが大きい精神・知的・発達障害の判定に関する新たなガイドラインをまとめました。障害者の生活能力を数値化した客観的な指標を盛り込み、判定の目安とすることで地域差による不正の是正を図ることを狙っています。

新たな指標は、食事や対人関係など七項目の四段階評価で平均点を算出し、支援の必要性に関する五段階の総合評価と組み合わせる仕組みとのことです。組み合わせパターンに応じて「一級」「二級」「三級」などと、目安になる等級を示します。最終的には生活環境や就労状況なども考慮して判定することです。

これまで厳しい審査で不支給や支給停止・減額とされた人には再申請を認める方針で、無年金・低年金者の救済が期待されます。半面、審査が緩やかだった地域では、支給打ち切りや減額とされる人が出る恐れもあることが懸念されています。

○厚生労働省は、八月初旬、国の障害年金の受給条件で特定が難しく大きな壁になっている「初診日」の証明について、これまでの厳格なルールを改め、カルテなど

の証拠が提出できない場合でも参考資料があれば本人の申し立てを認めるなど、認定基準を緩和する方針を決めました。

また、国家公務員らの共済年金では、カルテなどが無くても本人の申告のみで認めており、不公平が批判されていました。関連省令を改正して官民格差をなくし、厚生年金と共済年金が一元化される十月から実施します。

過去に証拠を提出できずに支給とされた人についても十月から再申請を認め、新ルールで判断しながら可能性がります。厚労省は「健康保険の給付や入院の記録など参考資料で合理的に判断できる場合は、できるだけ本人の申し立てを認める」としています。

このほか①日付まで特定できなくても、初診日が一定の期間にあり、保険料納付要件などを満たしている場合②受診した疾患まで特定できなくても、診察券で診療料が確認できる場合などについても、参考資料があれば認める方針を示しました。

私たちの今後の取組み

○障害年金は、障害や病気などで日常生活を送ることが困難な人に支給される生活保障のための年金です。権利として受給することができます。各種障害者手帳の制度とはリンクしておらず、手帳が

無くても年金を受け取ることが可能です。ただ、日本の福祉はすべて申請制で本人が申し出ない限り受けることができません。年金制度も一般には分かりづらく、本来は受給資格がありながら受けていない人がたくさんいます。

私たちは、知らせる活動を粘り強く続けていくことが大切だと考えています。先月号でもお知らせしましたが、相談窓口として、下記を紹介いたします。

【NPO法人「障害年金支援ネットワーク」】☎0120(956)1161

○厚生労働省は、障害者年金改正について、九月一〇日まで、意見の募集（パブリックコメント）を行っています。まずは、当事者が、それぞれの障害や病気と生活実態から、人としての尊厳ある生き方をするために、現在の年金水準が適切であるかどうかを問い、求めることが必要です。

制度の分かりやすさ、本来、受給資格のある者が確実に受け取れる仕組みづくり、国の情報公開や当事者を含めた定期的な検証の仕組みづくりなども必要です。すべての都道府県で、障害者の生活実態を理解し、障害状態を正しく反映した診断書を作成できる専門医師の育成や確保なども不可欠です。

様々な障害者団体の話し合いで、例外なく出された意見は、「これまでの国の施策を見てみると、受給抑制や予算削減ありきで、公平とか公正と訊くと、平均にあわせるとか下にあわせることのように思われ不安」というものです。力を合わせ運動を継続していきましょう。

精神科病棟の居住系施設への転換

—自治体4割認めず 設置実績はゼロ—

厚生労働省が、一月に省令を改正し四月に施行した病棟転換型居住系施設（地域移行支援型ホーム）について、都道府県などへの調査から、回答した自治体の約四割が転換を認めていないことが分かりました。

調査は、「病床転換型居住系施設について考える会」（代表・長

谷川利夫杏林大教授）と「全国精神障害者地域生活支援協議会」（伊澤雄一代表理事）が今年六月、共同で実施、四七都道府県、二〇政令指定市、四五中核市の計一一自治体に省令変更に基づく自治体の条例の取り扱いなどを訊ねました。八月二四日までに回答のあったのは九二自治体（八二％）です。

二〇一五年度中に、地域移行支援型ホームの設置計画のある自治体はゼロでした。「条例改定を見送った」のは、三七自治体で、全体の四〇・二％です。見送った理由として、長野県を含む九自治体が「強い反対意見がある」としています。二〇自治体は、「今後の実績等を踏まえた判断が必要」としています。

条例上は設置できる自治体は五五自治体（五九・八％）、うち、「条例改定で位置付けた」のは四一自治体（四四・六％）、「省令準拠の規定や独自条例で設置可能」が一四自治体（一五・二％）となっています。

厚生労働省の方針に反対してきた長谷川教授は「地方自治体は自ら考えて四割も見送を決めた点は異例であり、良い前例ができた」と運動の成果と評価しています。

長野県内のポプラの会を中心と

した「精神障害者も病院ではなく地域で暮らしたい信州ネットワーク」は、「地域での生活を希望する仲間たちは、誰でも安心して暮らせる地域社会をつくらう」「病棟を転換したホームの問題点を理解してもらおう」と、長谷川教授を招いての学習会を企画しています。

DVDの上映や、地域で生活する仲間たちのリレートークも準備しています。集会日時、会場等は、ホームページをご覧ください。



私達は、手話言語法の制定をめざしています。

コラム

旭 洋一郎（長野大学教授）

戦争と障害者について

地球に住む我々生命は、生命誕生以来、数回、絶滅の危機をくぐり抜けてきた。その原因は、隕石の衝突であったり、極端な気候変動であったり、つまり、宇宙や地球の技によって起こされたものだ。

ところが、今、人類はその生命絶滅を可能とする「爆弾」を自分たちで作ってしまった。地球に生命が誕生した奇跡も数度にわたる絶滅の危機を乗り越えてきた奇跡も我々はすべて無にしてしまう技術を持ってしまったのだ。だから、その技術が使われる戦争は、いかなる理由があろうともしてはならない。我々人類に、地球上の生命全ての生死を左右する権利は与えられていないのだ。

だが、なぜか政府は憲法解釈を変え、戦争ができる日本に作りかえようとしている。障害者が第二次大戦中、どんな悲惨な状態に置かれたか知る者の一人として、また障害者として、この動きを止めねばならない。

もちろん、私は直接戦争を知る世代ではない。ただ、戦争の残滓は記憶に残っている。駅頭で戦闘帽をかぶり白い服を着た中年男性がアコーディオンで軍歌をかなで、金銭のめぐみを乞う光景を覚えている。たしか、その人は義足であった。時には走っている電車の中にも彼らは現れた。もの悲しい戦歌のメロディーとともに記憶している。

後になって知ったことだが、その人たちを「傷痍軍人」といい、そういった街中で金銭を求めるといった行為は禁止されていた。禁止されていたのにもかかわらず、歩くのも大変なのに重い楽器を持って街中で現れたのは、相当の理由があったに違いない。子どもごころに重苦しい感覚をもった。戦争は多くの障害者を生む。これは実感したことだ。

私たちの世代は、父親がどのように戦争に関わったのかによって、戦争に対するイメージが異なるという、いわば無秩序に歴史が語られた世代にあたる。

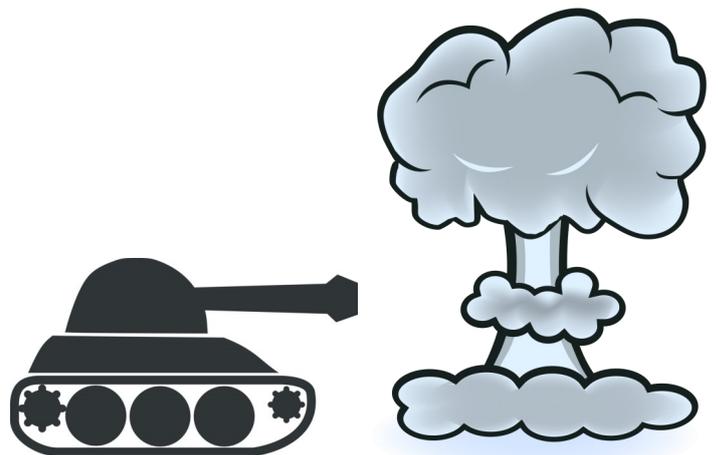
今もその状況は続いているともいえよう。私

の場合、それを修正したのは残念ながら学校の教科書ではない。自分の読書だった。中でも、都市伝説的に語られていた「戦争のとき、じゃまな障害者は殺されたんだ」という話は、「いくらなんでもそれはないだろう」と思っていたが、事実であったことを読書で知る。

それは、ナチス統治下のドイツで、1939年、国家によってなされた「T4作戦」である。障害があるということだけで（他にも同性愛者、労働能力が無いと判断された人々など）、大人も子どもも殺された。その数、約7万人といわれているが、実態は20万人以上とも言われている。きっかけは「国の負担になっては申し訳ない」という障害児の保護者からの声だったが、本当にそのような声があったのか。国は負担をなくそうというキャンペーンをしており、その声を利用した感がある。またナチスが飛びついた「アーリア人の優索性」を守るという優生学も根拠とされた。

これは確かに極端なことではあるが、戦時下にあった日本においても、国家総動員法が制定され、すべての資源は戦争に注ぎ込まれ、女性には健康な男の子を産むように奨励されるという精神は、ナチスの暴挙につながるものがあるとは言い過ぎか。

戦争は障害者差別を極限まで高める。これも事実である。ドイツに行く機会があれば、ベルリンのT4作戦の本部跡にその記念誌が有り、ドイツ中央部のハダマーには「ガス室」が残されており、訪問されることをおすすめする。そう、今だからこそだ。





お知らせコーナー



1) 私たちは病院ではなく地域で暮らしたい

日時 平成27年9月26日(日) 12:00受付

会場 長野市生涯学習センター4階 大学習室3

内容 ○講演「病棟転換問題と人権 運動を通して社会を変える」

講師 長谷川利夫さん

(杏林大学教授、病棟転換型居住施設について考える会呼びかけ人代表)

ODVD「やれば、できるさ」上映

○地域で暮らす仲間や支援者のリレートーク

参加費 資料代として500円

主催 精神障害者も病院ではなく地域で暮らしたい信州ネットワーク

2) 防災シンポジウムの報告集できる!

●ご案内; 千曲市・坂城町地域で、2014年・2015年と2回開催した「障害者・高齢者等要援護者のいのちを守る防災のあり方を考えるシンポジウム in千曲・坂城」の報告集です。兵庫県の「要援護者支援ガイドブック」も参考資料として添付しました。

●定価; 150円

●注文は、県推協事務局まで



3) 「南の島に雪が降る」

・・・戦後70周年特別企画前進座公演・・・

月日: 10月21日(水)

時間: ①昼の部 14:00~

②夜の部 18:15~

会場: ホクト文化ホール中ホール

◎問い合わせ 県推協事務局まで

TEL/FAX 026(264)5256

E-mail: suishin2007@yahoo.co.jp